

第2期きみのこどもプラン

—紀美野町子ども・子育て支援事業計画—

令和2年3月

和歌山県紀美野町

目 次

第1章 計画策定の趣旨	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	3
第2章 紀美野町の現状	
1 紀美野町の概況	4
2 人口・世帯等の推移	4
3 児童人口推計	6
第3章 紀美野町の子育て世代を取り巻く現状と課題	
1 保育所等の現状	7
2 母子保健事業の実施状況	8
3 主な子育て支援サービス事業の現状	9
4 主な母子保健事業と子育て支援サービス事業の内容	10
5 紀美野町の子育て世代の課題	11
第4章 計画の基本的考え方	
1 基本目標	13
2 支援目標	13
第5章 支援目標における行動計画	
支援目標1：地域における子育ての支援	14
支援目標2：職業生活と家庭生活の両立の推進	18
支援目標3：母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進	19
支援目標4：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	24
支援目標5：子育てを支援する生活環境の整備	26
支援目標6：子ども等の安全の確保	28
支援目標7：要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	30
第6章 子ども・子育て支援新制度の推進	
1 「子ども・子育て支援新制度」のポイント	33
2 「子ども・子育て支援新制度」の事業体系	34
3 保育の必要性の認定	35
4 子ども・子育て支援事業の整備量の算定	35
第7章 量の見込みと確保方策	
1 教育・保育提供区域の設定	36
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	36
3 地域子ども・子育て支援事業	38
第8章 計画の進行管理	
1 計画の推進体制	48
2 進捗状況の管理	48

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める子ども・子育て支援新制度をスタートさせました。

その後、平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

さらに、子ども貧困対策においては、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの貧困対策に関する当面の重点施策として（１）教育の支援、（２）生活の支援、（３）保護者に対する就労の支援、（４）経済的支援といった事項ごとに、当面取り組むべき重点施策を掲げ、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を総合的に推進することとしています。

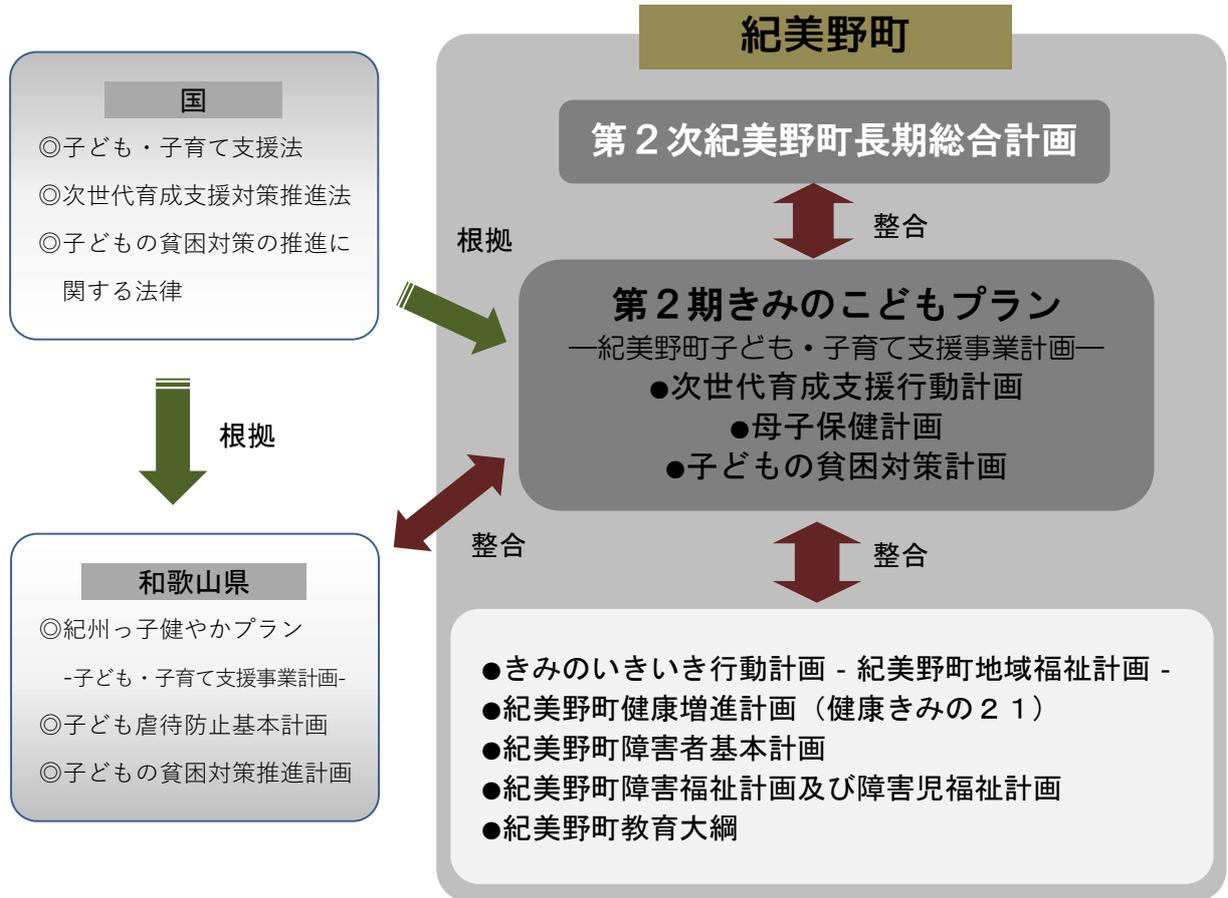
このような状況を受け、紀美野町では、平成17年度に紀美野町次世代育成支援行動計画を策定し、その後、平成27年度に紀美野町子ども・子育て支援事業計画を策定し、「家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感できるようにします。」を基本理念とし、保健・医療、教育、労働、社会環境など、様々な分野で子どもや子育てに関する支援策を進めてきました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みの構築を目指すものです。

また同時に、「紀州っ子健やかプラン」との整合を図るとともに、「紀美野町長期総合計画」や「きみのいきいき行動計画」のほか、他の関連計画とも整合と調和を図りながら、本町の子ども・子育て支援政策を総合的に推進するものです。

なお、本計画については、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に位置付けるとともに、子どもの貧困が社会問題となるなか、第2期計画から、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画として策定します。



3 計画の期間

令和元年度を最終年度とする『第1期きみのこどもプラン（紀美野町子ども・子育て支援事業計画）』を継承し、本計画の計画期間は令和2年度から、令和6年度までの5年間とします。

なお、上記期間中においても、上位法規の改正や、本町における施策の変更など、必要が生じればそれに応じて変更、付加等を行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
← 第1期きみのこどもプラン →									
				計 画 策 定	← 第2期きみのこどもプラン →				

4 計画の対象

本計画は、町内に在住または町内で保育・教育サービスを受けるすべての子どもとその家庭、及び町内の保育・教育機関・施設や事業所、行政、地域住民などの個人や団体が対象となります。

また、本計画における「子ども」とは、おおむね18歳未満とします。

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に関する調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。（令和元年7月）

※アンケート調査結果は資料編として巻末に掲載しています。

(2) 子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討に当たっては、学識経験者、地域の子育て関連団体・機関等で組織している「紀美野町子ども・子育て会議」において審議を行い、幅広い意見の集約に努めました。

(3) パブリックコメントの実施

町民から広く意見を得て本計画に反映させることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を行いました。（令和2年1月）

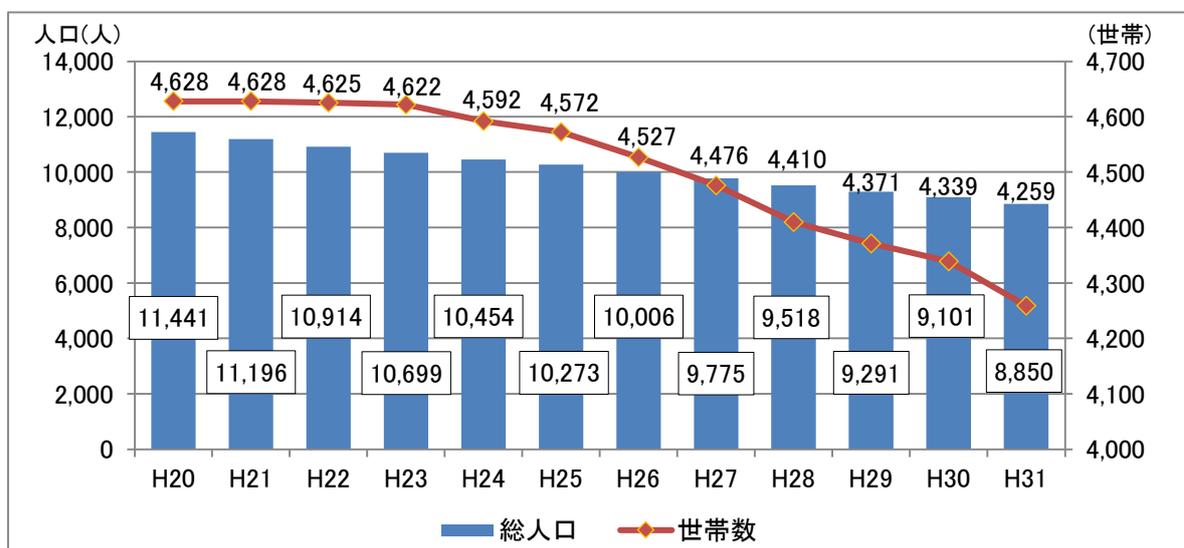
第2章 紀美野町の現状

1 紀美野町の概況

本町の町域面積は 128.34 km² であり、そのほとんどは農業地域、保安林を含む森林地域及び自然公園地域で構成され、貴志川流域に広がる河岸段丘のわずかな平坦地に集落と農地が集中しています。また人口減少が続いており、高齢化も著しく、典型的な過疎の地域構造にあります。近年は再び人口の減少が強まる傾向がみられ、世帯数においても同様な傾向がみられます。

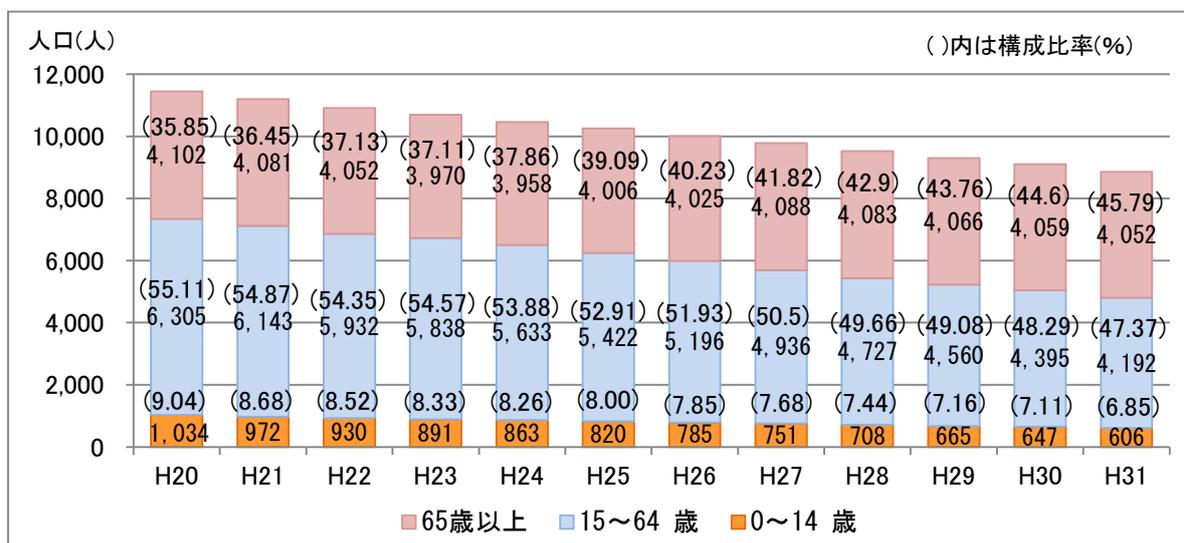
2 人口・世帯等の推移

図1 人口と世帯の推移



(出所:住民基本台帳、各年3月31日現在)

図2 3区分別の人口と構成比率の推移



(出所:住民基本台帳、各年3月31日現在)

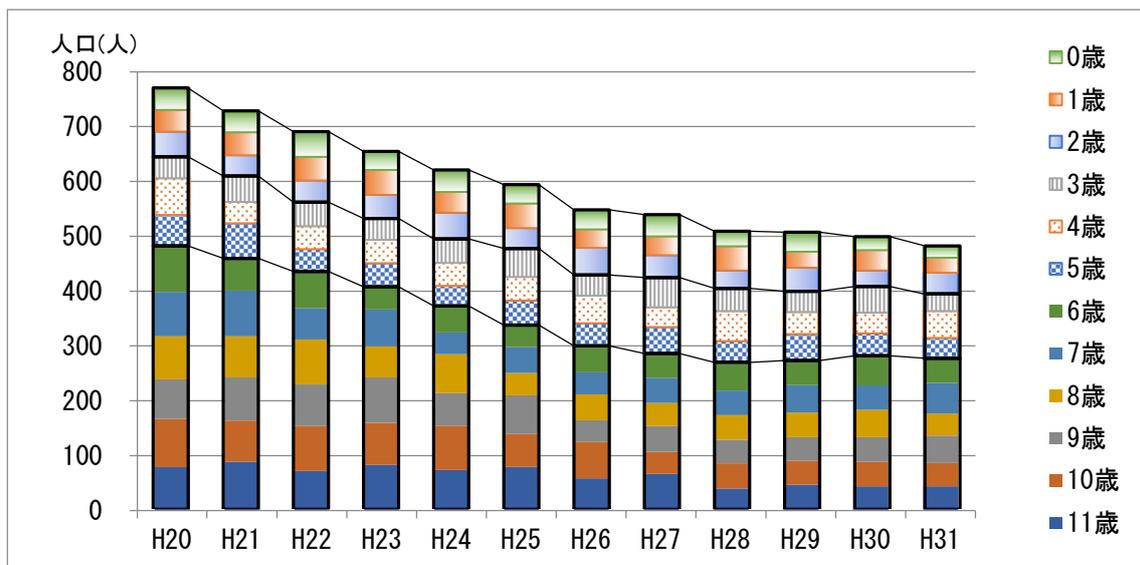
表1 児童(0~11歳)人口の推移

(人)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	40	39	46	34	40	34	35	39	27	35	24	21
1歳	40	42	43	45	38	45	34	34	44	29	37	27
2歳	46	38	40	44	48	38	50	42	34	44	30	40
小計	126	119	129	123	126	117	119	115	105	108	91	88
3歳	39	47	43	38	43	51	37	53	40	37	47	30
4歳	67	39	42	43	42	43	50	36	55	40	38	49
5歳	57	65	42	44	38	46	43	50	40	50	42	39
小計	163	151	127	125	123	140	130	139	135	127	127	118
6歳	83	58	66	40	47	39	47	43	50	43	53	43
7歳	81	83	57	67	40	47	40	46	45	50	44	56
8歳	79	75	82	57	71	41	47	42	45	45	50	40
9歳	72	79	76	83	59	70	39	47	43	43	45	50
10歳	88	75	82	77	81	60	67	40	46	44	45	43
11歳	79	89	72	83	74	80	59	67	40	47	44	44
小計	482	459	435	407	372	337	299	285	269	272	281	276
合計	771	729	691	655	621	594	548	539	509	507	499	482

(出所:住民基本台帳、各年3月31日現在)

図3 児童(0~11歳)人口の推移グラフ



(出所:住民基本台帳、各年3月31日現在)

3 児童人口推計

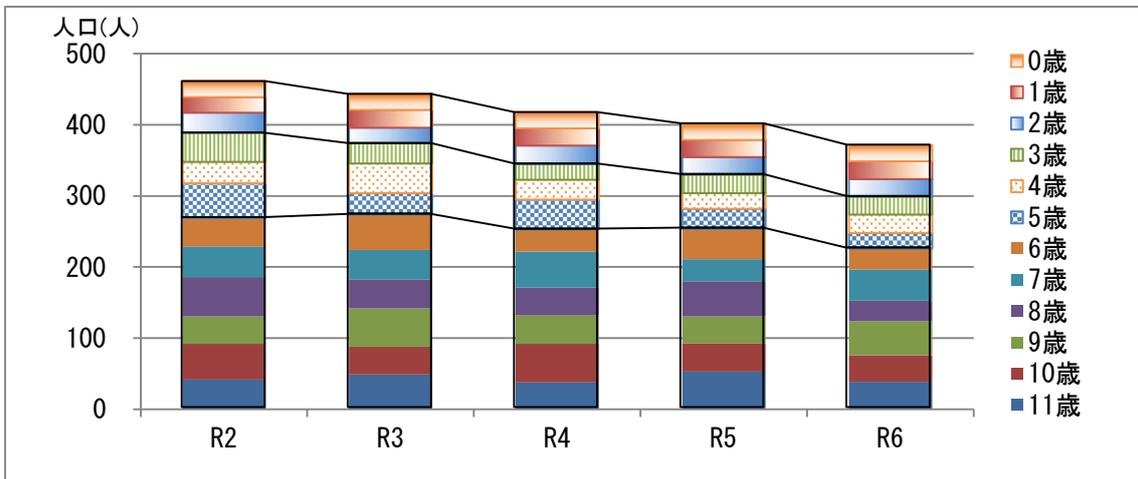
紀美野町では、総人口が減少している中において、出生率が下げ止まり傾向にありましたが、平成30年度から出生数も減少しました。それに伴い児童人口の減少も予想されます。

表2 児童（0～11歳）推計人口 (人)

	R2		R3		R4		R5		R6	
	人口	総人口比								
0歳	23	0.27%	23	0.28%	23	0.29%	23	0.30%	23	0.31%
1歳	22	0.26%	25	0.30%	24	0.30%	24	0.31%	25	0.33%
2歳	23	0.27%	22	0.27%	26	0.32%	25	0.32%	25	0.33%
小計	68	0.79%	70	0.85%	73	0.91%	72	0.93%	73	0.98%
3歳	41	0.48%	23	0.28%	22	0.27%	26	0.34%	25	0.33%
4歳	30	0.35%	42	0.51%	23	0.29%	22	0.28%	26	0.35%
5歳	49	0.57%	30	0.36%	42	0.52%	23	0.30%	22	0.29%
小計	120	1.40%	95	1.15%	87	1.09%	71	0.92%	73	0.98%
6歳	40	0.47%	50	0.60%	31	0.39%	43	0.56%	23	0.31%
7歳	43	0.50%	41	0.50%	51	0.64%	31	0.40%	44	0.59%
8歳	55	0.64%	41	0.50%	39	0.49%	49	0.63%	29	0.39%
9歳	39	0.46%	54	0.65%	40	0.50%	38	0.49%	48	0.64%
10歳	50	0.58%	39	0.47%	54	0.67%	40	0.52%	37	0.50%
11歳	42	0.49%	49	0.59%	38	0.47%	53	0.69%	39	0.52%
小計	269	3.14%	274	3.31%	253	3.16%	254	3.28%	220	2.95%
合計	457	5.34%	439	5.30%	413	5.16%	397	5.13%	366	4.90%
総人口	8,558	100%	8,276	100%	8,004	100%	7,733	100%	7,468	100%

※住民基本台帳の数値を利用したコーホート変化率法による推計人口

図4 児童（0～11歳）推計人口グラフ



第3章 紀美野町の子育て世代を取り巻く現状と課題

1 保育所等の現状

教育・保育施設の設置状況は以下のとおりです。

表3 教育・保育施設の現状

施設	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
保育所等 (公立)	設置数(か所)	5	5	4	4	4	4	4	3	2	2	2
	定員(人)	320	320	300	300	300	300	300	240	210	210	210
	入所数(人)	187	180	169	181	178	177	178	186	183	191	160
	野上第1保育所	73	76	77	96	99	106	110	—	—	—	—
	きみのこども園	—	—	—	—	—	—	—	134	137	141	129
	野上第2保育所	50	43	41	33	31	21	19	—	—	—	—
	小川保育所	8	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	神野保育所	50	52	46	45	42	42	43	47	46	50	38
	毛原保育所	6	6	5	7	6	8	6	5	—	—	—
稼働率(%)	58	56	56	60	59	59	59	78	87	91	80	
小学校	設置数(校)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3
	児童数(人)	482	453	428	404	373	335	293	285	270	269	283
	野上小学校	315	297	279	261	242	220	194	184	176	183	189
	小川小学校	30	31	26	23	17	15	13	12	17	14	19
	下神野小学校	115	112	110	108	96	88	73	75	68	72	75
	毛原小学校	22	13	13	12	18	12	13	14	9	—	—
中学校	設置数(校)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
	生徒数(人)	256	240	229	226	218	205	218	200	190	146	132
	野上中学校	193	178	171	170	167	162	170	163	149	116	99
	美里中学校	46	47	47	51	48	39	41	33	36	30	33
	長谷毛原中学校	17	15	11	5	3	4	7	4	5	—	—
高等学校	設置数(校)	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3

(出所:行政資料、保育所入所者数は当該年度3月1日現在、小中学校は当該年度5月1日現在)

※野上第2保育所は平成27年度から野上第1保育所と統合しきみのこども園となっています。

※小川保育所は平成22年度から休所、平成26年9月末で閉所しています。

※りら創造芸術高等専修学校は平成28年度からりら創造芸術高等学校になっています。

※毛原保育所は平成28年度から休所しています。

※毛原小学校、長谷毛原中学校は平成29年度から休校しています。

(注1)稼働率(%) … 保育所入所者数を定員数で除した

2 母子保健事業の実施状況

表4 母子保健事業の実施状況

事業名 \ 年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
妊娠届出数(転入等含)	届出者数(人)	53	55	39	52	37	44	38	41	30	20	24
4か月児健診	対象者数(人)	48	47	37	33	46	33	38	33	34	25	24
	受診者数(人)	47	47	37	31	46	33	37	33	34	25	23
	受診率(%)	98	100	100	94	100	100	97	100	100	100	96
乳児健診	対象者数(人)	44	48	46	35	47	27	38	43	40	28	24
	受診者数(人)	40	47	45	33	47	27	37	42	37	32	22
	受診率(%)	91	98	98	94	100	100	97	98	93	114	92
1歳6か月児健診	対象者数(人)	35	50	43	47	38	51	32	39	39	40	28
	受診者数(人)	35	50	41	43	36	49	33	37	39	41	26
	受診率(%)	100	100	95	91	95	96	103	95	100	103	93
3歳児健診	対象者数(人)	41	50	37	48	43	52	31	56	36	40	39
	受診者数(人)	39	42	36	48	40	53	32	56	35	38	43
	受診率(%)	95	84	97	100	93	102	103	100	97	95	110
乳幼児歯科健診	延べ受診者数(人)	211	184	148	208	216	253	238	202	183	165	167
幼児相談	延べ相談者数(人)	35	26	47	41	45	34	53	35	43	28	39
離乳食教室(もぐもぐ)	延べ相談者数(人)	27	28	33	27	38	25	24	27	31	20	19
歯みがき指導	延べ参加者数(人)	905	835	922	879	876	909	779	869	573	487	508
親子教室 (すくすく教室)	延べ参加児数(人)	173	131	164	210	260	236	210	210	210	93	130
生活習慣病予防教室 (6ちゃんクラブ)	実施回数(回)	8	12	12	13	16	16	16	12	8	8	8
	参加者数(人)	192	336	292	319	303	343	331	370	293	374	321
前向き子育てプログラム (トリプルP)	開催クール数(回)				1	2	2	2	2	1	2	1
	受講者数(人)				9	21	21	17	15	2	12	8
訪問指導(家庭訪問) 保健師	延べ訪問件数(件)	79	198	152	182	168	172	133	149	167	218	204
訪問指導(家庭訪問) 母子保健推進員	延べ訪問件数(件)	262	365	245	344	146	210	105	95	98	80	69

(出所:行政資料)



3 主な子育て支援サービス事業の現状

表5 子育て支援サービス等の実施状況

事業名 \ 年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
保育所解放	実施数(か所)	5	5	4	4	4	4	4	3	2	2	2
	実施回数(回)	100	100	82	61	76	78	76	59	31	35	36
	延べ利用者数(人)	213	117	206	157	98	192	117	115	66	4	7
ピヨピヨ教室	実施回数(回)	15	15	12	12	12	12	3	3	2	6	5
	延べ利用児数(人)	123	114	92	105	114	110	39	44	16	24	14
地域子育て 支援センター	実施数(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	延べ利用者数(人)	802	1,116	645	468	662	642	2,227	2,926	3,066	1,361	1,898
遊びの教室 カンガルー	実施回数(回)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	延べ利用者数(人)	126	146	172	124	226	144	116	165	114	76	86
遊びの教室 コアラ	実施回数(回)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	13	15
	延べ利用者数(人)	148	116	130	166	221	204	197	230	169	93	100
クラフト教室	実施回数(回)										7	12
	延べ利用者数(人)										52	117
クッキング教室	実施回数(回)										7	11
	延べ利用者数(人)										46	75
ALTと遊ぼう	実施回数(回)										16	20
	延べ利用者数(人)										209	303
児童館	実施数(館)	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4
	延べ開館日数(日)	632	645	654	627	598	501	521	514	530	492	492
	延べ利用者数(人)	4,689	4,514	2,833	2,868	2,122	1,772	1,835	1,151	3,542	3,996	2,890
学童保育(野上) 【野上小学校】	開所日数(日)	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
	実利用者数(人)	14	29	29	34	35	33	41	37	33	40	61
学童保育(下神野) 【文化センター】	開所日数(日)	241	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
	実利用者数(人)	11	12	16	17	16	11	19	20	22	26	33
ふれあいルーム	実施数(か所)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	開所日数(日)	268	223	217	222	225	236	241	229	228	225	224
	延べ利用者数(人)	1,575	1,761	3,110	3,165	3,398	3,124	5,078	4,681	4,747	2,901	3,008
学習サポート教室	実施回数(回)									63	60	62

(出所: 行政資料)

※保育所解放 … 保育所・こども園において、1歳～入所前までの子どもを対象に園内を親子に開放

ピヨピヨ教室 … 保育所・こども園で未入所の2～3歳児と保護者を対象にした育児教室

遊びの教室・カンガルー … 5か月～1歳6か月児を対象の親子教室

遊びの教室・コアラ … 1歳6か月以上児を対象の親子教室

クラフト教室／クッキング教室 … 子育て支援センターにおける教室

ALTと遊ぼう … 子育て支援センターにおいてネイティブ外国人教師による外国語等での親子教室

学童保育 … 就労、病気その他の理由により放課後に小学校児童を保育することができない家庭
対象の町営の児童の居場所

ふれあいルーム … 中央公民館では週4回、文化センターでは週1回放課後の子どもの居場所づくり
として行っている事業、毎週水曜日にイベントを開催

学習サポート教室(H28 から)…野上小学校、下神野小学校の4～6年生を対象に、参加申込児童に対し、野上小学校は同校で、下神野小学校は文化センターで週1回開催
(※野上小学校は、長期休業中は未実施)

4 主な母子保健事業と子育て支援サービス事業の内容

① 利用者支援事業

現在、保健福祉課において、子育て世代包括支援センター「9960（こころ）」を開設し、助産師や保健師が、妊娠中の出産に関する不安、産後の育児や授乳の方法、赤ちゃんとの接し方など、妊娠から子育てに関する相談を受けています。また、こども園等の利用支援及び、各種子育て支援事業の説明及び利用相談を行っています。

② 地域子育て支援拠点事業

平成29年度からの総合福祉センターにおいて紀美野町子育て支援センターを開設し、自由遊びや各種教室、育児相談を行っています。

③ 妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費用を補助するため14回の費用補助券を渡し、妊婦健診の費用の一部を補助しています。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

【こんにちは赤ちゃん事業】

お子さんが生まれたら生後1か月を目安に、保健師と子育て支援センター保育士が訪問し、発育の確認や育児などの相談を実施しています。遠隔地にお住いの子どもについては、その住居地の市町村に訪問を依頼することもあります。

⑤ 養育支援訪問事業、その他要支援・要保護児童等支援事業

【養育支援訪問事業】

子育てに対して不安や孤立感などから養育支援が特に必要な家庭（児童虐待の可能性のあるものを含む）を訪問し、育児相談を継続的に行っています。

【要保護児童対策地域協議会】

「要保護児童対策地域協議会」を活用し、家庭及び地域社会において子どもが健やかに成長し、発達できるよう、育児不安を抱えた家庭の子育てを支援するとともに、児童虐待予防の対応ができるネットワーク体制を強化し、早期発見、情報の共有化、虐待予防等への対応に努めています。

■進行管理台帳登録数

()内は新規登録者

	登録ケース数	対象児童数
平成25年度	9(2)	9
平成26年度	13(4)	15
平成27年度	9	11
平成28年度	8(4)	10
平成29年度	12(4)	16
平成30年度	9(1)	13

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

本町では、他市町にある施設（児童養護施設 2 か所、乳児院 1 か所、母子生活支援施設 2 か所）との委託契約により行っていますが、近年の利用者はありません。

⑦ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日以外の日や利用時間以外の時間において保育を実施する事業です。

施設		きみのこども園、こうのこども園
時間	平日	7:00 ~ 8:30
		16:30 ~ 19:00
	土曜日	7:00 ~ 8:30
		16:30 ~ 17:00

※土曜日保育は、きみのこども園にて集合保育を実施しています。

5 紀美野町の子育て世代の課題

「紀美野町 子ども・子育て支援に関する調査」から、紀美野町の子育て世帯が抱える様々な課題が明らかになりました。

調査の概要

目的	子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画に反映するための基礎資料とする
調査対象	町内の小学生以下の児童がいる全世帯
発送数	297 件
実施時期	令和元年 7 月
調査方法	在学在所施設より配布回収、未就園児世帯については郵送、回収
回収数	209 件
回収率	70.4%

調査結果の概要

- 回答者の居住地区は、野上地区 71.2%と美里地区 28.8%であり総人口における割合と近似値でした。
- 兄弟の数は、「2 人兄弟」が 41.2%と最も高く、次いで「1 人」が 31.4%、「3 人兄弟」が 21.6%となっており 1 世帯当たりの児童数は、2.03 人となっています。全国的には 1.68 人です。
- 「配偶者がいない」と答えたひとり親の方が 17.3%ありました。

- 母親の育児率は94.7%で、父親の育児率は55.8%で上昇傾向にあります。
- Iターンの影響か、祖父母の支援を受けられる人が86.3%と前回の数値を下回っています。また友人、知人の支援を受けられる人の割合も下降しています。
- 相談先として、行政機関のポイントが上昇していますが、まだまだ行政機関を相談先としていない方が多数います。
- 行政への期待として、こどもの遊び場・居場所の整備、経済的支援、交通安全や防犯対策が高く、その他いじめや児童虐待防止へのサポート希望もあります。
- 働き方は、父親のほとんどはフルタイム、母親の5割はパートタイム、3割がフルタイム、2割弱は未就労です。
- 保育所等に大事にしてほしいことは「集団による遊びなどを通じて社会性や決められたルールを身につけてほしい」が最も多く、次いで「友だちを多くつくることによって、仲間意識を育ててほしい」です。
- 保育所等の改善点は、「現状のままでよい」が最も多く37.2%、次いで「ゆとりをもった保育ができるよう、保育士の増員配置が必要である」が25.6%です。
- 全体の3割の方は土曜日保育を、2割の方は日曜日保育の希望をしています。その際の保育時間は、午前8時から午後5時を望む方が多くいました。
- 病児・病後児保育を望む方が、3割弱いました。
- 小学校低学年における放課後の希望の過ごし方は、学童保育が最も多く28.0%次いで自宅、習い事でした。小学校高学年においては、自宅、習い事、学童保育の順でした。
- 土曜日の学童保育は4割弱、日曜日は2割の方が希望しています。夏休み等の希望は3割弱でした。希望時間は保育所等と同じく、午前8時から午後5時を望む方が多くいました。
- 母親の育休取得が前回は上回っているのは、育休制度のある会社への就労が影響していると思われます。また、父親にも僅かですが育休取得者がいました。
- 子育て関係施策の情報の取得元は、学校等からのおたよりが多く、次いで町広報ですが、今後SNSやメール等を希望する方が増加しています。
- 今後、お子さんの居場所、勉強場所、相談先を求める方が8割を超えています。
- 紀美野町の子育て支援の満足度は、普通が最も高く、次いでやや満足であり、満足度は3.49で前回の3.11を0.38ポイント上回っています。

自由記載意見について

今回の調査で、自由記載欄にご記入頂きましたたくさんのご意見については、すみやかに担当部署に伝えました。町では即時対応できる事、計画的に対応できる事など予算や他制度との調整、他機関との調整などを行いながら必要に応じて進めていきたいと考えています。

詳細な調査結果は、巻末に掲載しています

第4章 計画の基本的考え方（次世代育成支援行動計画の施策体系）

1 基本目標

基本目標1：働きながら子育てのできる環境づくり

基本目標2：お互いに声をかけ合い、支えあう地域づくり

基本目標3：子どもがたくましく健やかに育つ環境づくり

基本目標4：子どもが安心して過ごせるまちづくり

基本目標5：子育てに理解と協力がある環境づくり

2 支援目標

支援目標1：地域における子育ての支援

支援目標2：職業生活と家庭生活の両立の推進

支援目標3：母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進

支援目標4：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

支援目標5：子育てを支援する生活環境の整備

支援目標6：子ども等の安全の確保

支援目標7：要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

第5章 支援目標における行動計画

支援目標1：地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

親の就労形態の多様化や子育て家庭の負担感の増大等により、地域の子育て機能の低下が指摘されています。本町では、すべての子育て家庭に対して、様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代包括支援センターを総合相談窓口と位置づけ、相談窓口の一元化を図っている。 ○子育て支援センターにおいて、育児相談や栄養相談を実施している。 ○母子保健推進員、子育て支援センター保育士、保健師、栄養士が家庭訪問や母子保健事業等を通して相談を実施している。 ○民生委員・児童委員が、5か月児を訪問し相談にしている。 ○学校において、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)を配置し相談にしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代包括支援センターを総合相談窓口と位置づけ、資質の向上を図る。 ○子育て支援センターは、身近な子育ての相談場所として、体制の充実と資質の向上を図る。 ○こども園・学校での相談体制の充実を図る。
各種教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援センターにおいて、カンガルー教室、コアラ教室、クラフト教室、クッキング教室、ALT教室を開催している。 ○総合福祉センターにおいて、プレイルーム開放による遊び場の提供を行っている。 ○こども園において、園開放、ピヨピヨ教室を実施している。 ○教室等を利用しない、利用できない親子へのアプローチが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○気軽に相談できるような体制づくりを進めるとともに、親同士の交流も図れるよう整備する。 ○行政指導型から親主導型への働きかけを行う。
子育て支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援センターにおいて、一時預かり事業を月・木曜日の10:00~15:00に定員3名で実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一時預かり事業をニーズに合わせ充実を検討していく。 ○ファミリー・サポート・センター、病後児保育、家事援助等のニーズがあるので町内で実施の出来るよう検討していく。

(2) 保育サービスの充実

共働き世帯の増加や就労形態の多様化などにより、保育サービスに対するニーズも多様化しています。本町では、これらのニーズに対応し、広く住民が利用しやすい保育サービスの提供に努めるとともに、保育サービスの質の向上や情報提供を積極的に行っていきます。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
通常保育事業	○現在、2か所（園児 156 人）で実施している。 ○待機児童は0人、元年度の稼働率見込みは 86.6%。 ○0歳児保育を2か所で実施している。 ○こども園入所の低年齢化が課題である。	○園児数の減少により保育のあり方やこども園の運営等も検討する。
預かり保育事業	○こども園の幼稚園部所属の児童の預かり保育を 14:00～16:30 に実施している。	
延長保育事業	○2か所の園で実施（7:00～19:00）している。	○引き続き実施していく。
土曜日・休日保育事業	○現在、土曜日保育はさみのこども園において集合保育を 7:00～17:00 に実施している。 休日保育は実施していない。	○町民のニーズ等を勘案しながら検討する。
放課後児童健全育成事業の充実	○町営学童保育所を2か所設置している。定員は、野上学童保育所は 80 人で下神野学童保育所は 40 人となっている。 ○指導者の確保とこれ以上増えれば保育場所の確保が困難になっている。	○ニーズに対応した運営等について検討する。

(3) 子育て支援ネットワークの充実

きめ細かな子育て支援サービスや保育サービスを実施するためには、子育て家庭が必要としている情報を正しく周知することが重要です。しかしながら、こうした情報を入手するに当たって、子育て家庭は「親族」「知人」などに頼っているのが現状です。

本町では、地域での子育て支援に関する啓発活動のために、広報等を活用するなど意識啓発を推進します。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
子育て情報の提供	○子育て支援センター年間計画表及び支援センターだよりを配布・Web 公開している。 ○町のホームページで情報提供を行っている。	○今後とも、広報やホームページを積極的に活用し子育て情報等を周知する。 ○今後も、子育て支援の総合ガイドブックを改定し配布していく。

各種団体との連携	<p>○母子保健推進員や民生委員・児童委員、ボランティアが各種教室や子育て支援の活動に協力している。</p> <p>○教育委員会、青少年センター、保健福祉課、こども園等が月1回の定例会を開催し情報交換を実施している。</p> <p>○子育て支援センターの開放日には、読み聞かせサークルによる、読み聞かせを行っている。</p> <p>○切れ目ない子育て支援として保護者・保育士・教員が同じ内容で、子どもの成長や発達について正しく理解し、子どもの成長を適切に促すことが必要である。</p>	<p>○各関係機関のネットワーク化を推進する。</p> <p>○今後も、0歳から15歳まで各年齢でのめざす子ども像を確立し、パンフレットを改定し配布していく。</p>
----------	--	---

(4) 児童の健全育成

地域社会における児童数の減少は、一緒に遊ぶことを通じて子ども同士の仲間関係や規範意識の形成など、社会性の発達に大きな影響を与えています。そのため、地域において子ども同士が自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
児童の居場所の確保	<p>○児童館を町内に4館設置。開館時間は14:00~17:00となっている。</p> <p>○毎月、児童館だよりをこども園、小学校に配布している。</p> <p>○児童館まつり、料理教室などを開催して多彩な児童館活動の展開を図るとともに、児童や地域住民の社会参加の場になっている。</p> <p>○子どもの生活が安定する環境を整備するためには、諸機関や団体との連携を図ることが必要である。</p>	<p>○地域のニーズを吸収し、児童の健全な発達を支援し、児童館を運営していく。</p> <p>○中学生、高校生も含めた児童生徒が、精神的（自由に遊び、自由にしゃべる）に安定できる居場所を確保する。</p>
放課後子ども教室推進事業（ふれあいルーム）	<p>○中央公民館と文化センターにおいて、放課後の安全・安心な活動拠点としている。（週末は未実施。中央公民館：月水木金、文化センター：水）</p> <p>○読み聞かせ・工作・スポーツ等のイベントを週に1回実施し、高齢者等の世代間の交流を実施している。</p>	<p>○子どもたちができるだけ参加しやすい環境を整えていく。</p> <p>○学校とは別の方面から、自主性や仲間との協調性を身につけ、また、高齢者との交流により、豊富な知識・経験を得る場として、継続的に実施していく。</p>

<p>子どもの居場所づくり推進事業（学習サポート教室）</p>	<p>○野上小学校、下神野小学校の4～6年生を対象に、申込児童に対して、宿題やテキスト学習、時にはレクリエーションも交えながら、学習習慣の定着、学力向上を目的に週1回実施している。</p> <p>○文化センターでの実施について、開催場所、指導員の確保が課題である。</p> <p>○勉強の機会として寄与しているが、学習習慣の定着や、成績向上に繋がっているか評価が必要である。</p>	<p>○学校以外の学習機会として寄与しており、今後も継続、充実を図る。</p>
<p>非行や不登校への対応</p>	<p>○青少年育成町民会議、青少年育成委員会を設置している。</p> <p>○昼間・夜間の街頭巡回活動を行っている。</p> <p>○電話・来訪・訪問等による相談活動及び非行防止・薬物乱用防止の広報啓発活動を実施している。</p> <p>○家庭の教育力の低下や地域社会の関係の希薄化が課題である。</p> <p>○教育委員会にスクールソーシャルワーカーを設置し年間50日の不登校児童生徒の適応指導事業を実施している。</p>	<p>○子どもを見守るための地域でのネットワークづくりを行う。</p> <p>○若い親の世代に対して、家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実する。</p>

(5) 安心して子育てを行うための支援

子育てに対して、心理的・身体的負担があることや、子育てや教育の費用などの経済的負担があることなど、子育てに対する多くの不安を解消するため、また子どもたちが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供するために支援を行います。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
<p>妊娠・出産期からの切れ目ない支援</p>	<p>○子育て世代包括支援センター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の相談体制の充実を図っている。</p> <p>○切れ目ない支援を継続するため、支援者によるはぐくみ会を開催し、情報交換や検討を実施している。</p>	<p>○相談支援体制の充実と相談窓口の周知に努める。</p>

子育て世代の経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅育児支援、在宅育児手当の支給を行い子育て世帯の経済的負担軽減を行っている。 ○出産を紀美野町で迎えた保護者に対し出産祝い金の支給事業を実施している。 ○3歳から5歳児の就学前保育教育の無償化に加え、2歳児以下の保育についても無償化を行っている。 ○町内こども園の給食費を完全無償化している。 ○満18歳になった年度末までの医療費を無料としている。 ○子育て世帯の町営住宅入居資格の拡大を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○若い子育て世代に対し経済的支援を実施することで、子育ての経済的負担を軽減する。 ○子育て支援策の広報を強化し認知度を上げていく。
子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> ○こども食堂の運営補助を行い、実施団体の支援を行っている。 ○学習サポート教室、ふれあいルームを実施している。 ○児童生徒の教育機会均等を保障する為、就学支援事業を実施している。 ○ひとり親家庭等に対する町営住宅の家賃軽減を実施。 ○児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代の経済格差により、教育機会の格差が生まれないよう支援に努める。

支援目標2：職業生活と家庭生活の両立の推進

(1) 男性を含めた働き方の見直し等のための啓発

核家族化や女性の就業率の上昇が進行し子育て環境が変化している状況に対応するためには、男性を含めたすべての人の働き方の見直しを推進する必要があります。このため、本町では、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等を積極的に行います。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
地域住民等の意識改革のための広報・啓発、研修、情報提供等	○男女共同参画に関する事業等として講演会を実施している。	○今後も講演会、研修会の実施を推進していくとともに、あらゆる機会を利用し情報提供に努める。

(2) 仕事と子育ての両立支援のための施策

子育てをする親が子どもを産み育てながら働き続けていくためには、仕事と子育ての両立をしやすい環境整備が必要です。このため、保育サービスや放課後児童健全育成事業等の促進を図りつつ、育児休業制度などの関係法制度の内容について、情報提供を行います。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
延長保育事業	○2か所の園で実施（7:00～19:00）している。	○引き続き実施していく。
土曜日・休日保育事業	○現在、土曜日保育はきみのこども園において集合保育を7:00～17:00に実施している。 休日保育は実施していない。	○町民のニーズ等を勘案しながら検討する。
放課後児童健全育成事業の充実	○町営学童保育所を2か所設置している。定員は、野上学童保育所は80人で下神野学童保育所は40人となっている。 ○指導者の確保とこれ以上増えれば保育場所の確保が困難になっている。	○ニーズに対応した運営等について検討する。
育児休業制度等の広報啓発、情報提供	○育児休暇の取得率は母親が23.3%、父親が2%となっている。	○残業時間の短縮や休暇の取得促進など、商工団体等と連携して企業に対する働きかけを行うと同時に、広報等を通じて情報提供を行う。

支援目標3:母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進

(1) 母子保健対策の推進

安心して子どもを産み育てることができるように、また、すべての子どもが健やかに成長発達できるように、医療機関やこども園・学校等関係機関との連携を強化し、妊娠中や子育て期の切れ目ない支援体制を充実させるとともに、親子の健康づくりを推進します。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
妊娠を希望される方への支援	○医療保険の給付対象の一般不妊治療費の助成及び医療保険の適応外の特定不妊治療費助成を行っています。	○継続して事業を実施していく。
妊娠・出産期の保健指導の充実	○妊娠届出時を利用し、地区担当保健師や栄養士が妊娠期や乳幼児の健康に関する保健指導や相談、子育ての支援者紹介等を行っている。	○妊娠・出産期に早い段階で支援を行う。 ○個別対応の良さを活かし、きめ細かい保健指導を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠期、希望者に助産師訪問を実施している。 ○地区担当保健師等により、電話や訪問等により、保健指導を実施している。 ○妊娠期と産後5か月までを対象にパパママ教室を実施している。 	○出産後の不安を和らげる為助産師の訪問を行う。
出産期の負担軽減	○支援が必要な母子を対象に医療機関、助産所に委託し、宿泊・デイサービス・訪問の産後ケア事業を実施している。	○制度の広報強化を図るとともに、利用しやすい制度へと改善を図る。
妊婦健康診査の実施	○14回の妊婦健康診査費用の助成を実施している。	○健診費用の助成を継続して行う。
聴覚検査の推進	○新生児期に受けた聴覚検査費用の一部を助成している。	
乳幼児健診等とフォロー体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○4か月児健診（海南市と合同）、乳児健診、1歳6か月児健診、幼児相談、3歳児健診を実施している。 ○未受診者に対しては、次回健診の受診勧奨を行っている。また、場合により訪問等で発達状況等を把握している。 ○健診後のフォロー体制として、親子教室や発達相談、医療機関、他機関等への紹介を行っている。 ○乳幼児健診や相談時等に、事故防止対策のパンフレットを配布し、保健指導を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係職種や機関との連携により、健診相談時における子育て支援体制とフォロー体制の充実を図る。 ○乳幼児健診受診率100%を目標とする。 ○精密検査受診率100%を目標とする。
相談や訪問の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地区担当保健師や子育て支援センター保育士が、生後2か月を目安に全数の乳児（新生児）・産婦訪問を実施している。 ○地区担当保健師や栄養士が、電話や訪問等を通じて、常時育児や栄養等の相談を行っている。 ○産前、産後（2回）希望者に助産師訪問を実施している。 ○母子保健推進員や民生委員・児童委員による乳幼児訪問を実施している。 	○母子保健推進員や民生委員・児童委員等関係職種と連携し、親の気持ちに寄り添い、気軽に相談できる体制づくりを行う。

	○子育て支援センターにて、毎月相談日を設け、栄養士が栄養相談を行っている。 ○毎週水曜日に総合福祉センターにて、健康相談を行っている。	
各種教室の充実	○離乳食教室、親子教室、生活習慣病予防教室、トリプルP等を実施している。	○各種教室の内容の充実とともに、気軽に参加できる体制づくりを行う。 ○発達支援や子育て支援とともに、親子の仲間づくりを推進する。 ○子育て中のすべての親が安心して前向きに子育てができるように、トリプルPへの参加勧奨を行う。
はぐくみ会の充実	○乳幼児からこども園・小学校・中学校への切れ目ない支援を継続するため、毎月1回支援者によるはぐくみ会を開催し、情報交換や検討を実施している。	○はぐくみ会の機能を充実・強化する。
歯科保健事業の充実	○歯科保健事業（歯科健診、ブラッシング指導、フッ素塗布、フッ素洗口、口腔内写真撮影等）を実施している。 ○う歯罹患率は減少傾向にある。	○歯科保健事業の継続及び充実を行う。 ○う歯罹患率の減少と歯肉炎予防に努める。
予防接種の実施	○定期予防接種を実施している。 ○1歳から中学3年生にインフルエンザ予防接種の費用助成をしている。	○感染症予防の為、予防接種の正しい知識を普及する。
乳幼児医療費助成の実施	○満18歳になった年度末までの医療費を無料としている。	○満18歳になった年度末までの医療費無料化を継続して行う。

(2) 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、地域全体で食環境整備を推進します。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
食育に関する啓発の推進	○小中学校の給食に地元の特産物を取り入れ、その様子を給食だよりで紹介している。 ○こども園、小中学校で児童と保護者を対象に食生活のアンケート実施している。	○今後も継続して実施する。

<p>食に関する学習機会の充実</p>	<p>○妊娠届出時に希望により栄養士から食生活について話をしている。</p> <p>○6、7か月児を対象に離乳食教室（もぐもぐ教室）を開催し、指導と試食をしている。</p> <p>○乳幼児健診で食事指導を行っている。</p> <p>○子育て支援センターにおいて、児童の保護者向けにクッキング教室を実施している。</p> <p>○こども食堂の運営補助を行い、実施団体の支援を行っている。</p> <p>○食生活改善推進員がこども園で地場産物を使い食育教室を行っている。</p>	<p>○親の食生活を見直す。</p> <p>○日本型食生活の推進を通じて「食事バランスガイド」の普及・活用。</p> <p>○地域での農業・畜産や食品の製造業従事者による話や実演を実施する。</p> <p>○地域の人々との行事食、郷土食などとの触れ合いを通し、食文化を体験する。</p> <p>○地場産物の活用・郷土料理の伝承により食への関心を育む。</p> <p>○関係機関や地域のボランティアの人々による食に関する講座・体験を実施する。</p> <p>○じどうかん料理教室にて、魚料理教室を推進する。</p>
<p>こども園での食の健康教育</p>	<p>○6ちゃんクラブ（全こども園の年長児）を開催している。</p> <p>○こども園給食を通して、保護者への働きかけを行っている。（献立表、おたより等）</p> <p>○給食参観、試食会、親子クッキング、野菜作りを実施している。</p>	<p>○こども園が地域全体の子育て家庭への食育の発信拠点、推進の核のひとつとなり、家庭における共食を中心として望ましい食習慣の基礎を形成する。</p>
<p>学校教育での食育</p>	<p>○小中学校給食を完全実施している。</p> <p>○望ましい食生活をおくることができる能力を身につける。</p> <p>* 総合的な学習の時間等において「食と健康」について学習する。</p> <p>* 学校での収穫を通し、旬の食材の大切さ、勤労の喜びや自然の恵みへの感謝の気持ちを育む。</p> <p>* 試食会を行い、保護者の理解を深める。</p> <p>* 給食、保健、学校だより等で家庭における食生活の啓発を行う。</p> <p>* 関係機関と連携し食育教室を実施する。</p>	<p>○食事について正しい理解を深め、栄養について関心をもたせ、一生涯にわたる心身の健康を築く基礎を培う。</p>

(3) 思春期保健対策の推進

思春期の子どもたちが、性、妊娠、いのちの大切さ等の正しい知識により、主体的に判断し行動できる力を身につけられるように、また、次世代を担う子どもを産み育てるうえで健全な母性や父性の意識を育めるように推進します。さらに、自らの心身の健康に関心を持ち、健康の維持向上に取り組むことができるように推進します。

そして喫煙や飲酒、薬物等に関する早い時期からの一貫した教育を推進します。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
思春期の性と心身の健康に関する健康教育と相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○こども園では生活習慣病予防教室やお誕生会を利用して生や性、命の教育を実施している。 ○小中学校では思春期教室や授業、ホームルーム等を通じて性教育を実施している。 ○小中学生と保護者を対象に、性教育のアンケートを実施している。 ○思春期の不登校や引きこもり等の心の問題が課題となっている。 ○教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し年間50日の不登校児童生徒の適応指導事業を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○こども園から中学校までの性教育を継続的で系統立てたものとし、その教育を紀美野町全体に広げる。 ○思春期の心の問題に対しての相談体制の強化と学習や情報交換の場の提供を行う。
喫煙・飲酒・薬物の知識の普及や非行の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○喫煙の害については、生活習慣病予防教室や歯科保健事業にて実施している。 ○非行防止・薬物乱用防止用のリーフレットやポスター等を配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関（警察、保健所、薬剤師会等）による青少年健全育成教育を充実する。

(4) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものです。しかしながら、現在、本町には小児科専門医が少なく、小児科の入院機関もありません。従って、近隣の市町村を含めた、小児科かかりつけ医の利用促進に努めます。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
小児医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ○町内に小児科専門医が少なく、近隣市町村の小児科を利用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣市町村との連携により、小児科医の確保など医療体制の整備に努める。 ○小児医療体制について県への働きかけを行っていく。

	<p>○救急医療は、2次保健医療圏内の休日夜間急患センターを利用している。</p> <p>○小児科医の確保が困難である。</p>	
--	--	--

支援目標4:子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次世代の親づくり

近年、少子化や核家族化の影響もあり、小中高生等が乳幼児とふれあう機会が減少しています。乳幼児とのふれあいや関わりは、子どもを産み育てることの意義と子どもや家庭の大切さを理解するために重要とされます。このため、本町では小中高生と乳幼児とのふれあう機会の拡大に努めます。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
小・中・高校生と乳幼児の交流	<p>○こども園の行事や小中学校高校の授業と行事、子育て支援センターの教室等の場を活用し、小中高生と乳幼児との交流を行っている。</p> <p>○こども園の児童や小学生が参加する子ども祭りや、中学生がボランティアをすることで、交流の場となっている。</p>	○今後も継続して実施する。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

次世代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成などの取り組みにより、学校の教育環境等の整備に努めます。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
学力・体力・判断力の向上	<p>○「夢と知恵を育む教育」を学校教育基本方針とし、かなえたい夢を持ち新しい自分を発見し挑戦する心を育成することを目標に掲げている。</p> <p>○小中学校給食を完全実施している。</p> <p>○学力・体力・判断力が低下している。</p>	○基礎・基本の定着と学ぶ意欲、自分の課題を見つけ主体的に判断し、行動し問題を解決する資質や能力など確かな学力を育成する。
人権教育の推進	○人権が尊重される学校や社会を実現させる児童生徒を育成する。	○人権についての知識、権利の主体としての意識、適切な人間関係を築いて合議していく態度・技能の習得を促す。

		○児童生徒が互いに違いと良さを認めあい、安心して学校生活を送れる集団づくりに取り組む。
道徳教育等の充実	○いじめや非行は少ないと思われるが、不登校は少ない。	○道徳教育の向上により、いじめや非行・不登校の防止の一助になればと考えている。 ○問題解決に向かって、学校・家庭・地域関係団体が一致協力して取り組むとともに、教師と児童生徒、児童生徒同士の好ましい人間関係の育成を図る。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもの生活は、学校ばかりでなく家庭や地域社会での生活からも成り立っています。こうした観点から、学校、家庭及び地域が連携して家庭や地域における教育力の向上を図っていくことが必要です。本町は、家庭や地域における教育力を総合的に高めるため、情報提供や相談体制の整備を図ります。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
家庭教育に関する学習機会の提供	○家庭の教育力の低下や地域社会の関係の希薄化が課題である。	○若い親の世代に対して、家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実する。 ○本との出会いファイルを配布し、読書記録を残すことで、読み聞かせから始まる親子の関係を築くとともに読書習慣が根付くことで学力の低下を防いでいく。
家庭教育支援総合推進事業	○乳幼児を持つ親、児童を持つ親、思春期の子どもを持つ親を対象に子育て講座を開き、家庭教育の支援を行っている。 ○単独実施では参加者の出席も見込めないため、学校やPTAとの連携を密にして実施していくことが重要である。	○現在の子育て講座より保護者のニーズに沿った形で、学校、PTAと連携した上で実施していくとともに、一方的な講義から参加者体験的なものに変えていく。
世代間交流の推進	○小中学生と成人、高齢者との世代間交流事業を学校行事や生涯学習行事で実施している。 ○子どもは大人と関わって成長していくことが大切である。	○生涯学習計画の中に世代間交流学習活動をしっかりと位置付け、年代の別なく活動を推進するような事業を行う（「子育て親育て地育て事業」など）。

切れ目ない保育・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○町では0歳から15歳まで各年齢でのめざす子ども像を確立し、パンフレットを配布している。 ○子育て支援コーディネーターを配置し、幼児教育・保育の質の向上の推進及び幼児教育と小学校教育の接続に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○こども園、小学校の交流を重ね連携を密にし、保育から教育へとスムーズな切れ目ない移行を行えるようにする。 ○就学後すぐのスタートカリキュラム、就学に向けてのアプローチカリキュラムを作成していく。
---------------	--	--

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

近年、青少年を取り巻く社会環境の悪化が進行し、性や暴力等に関する内容の雑誌、動画、スマートフォン等による悪影響が懸念されています。本町では、これら有害情報を排除するため、学校・PTA、関係機関・団体等と連携を図りながら、関係業界に自主的措置を働きかけるなどの対応に努めます。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
非行問題行動を未然に防ぐ環境	<ul style="list-style-type: none"> ○町ぐるみ声かけ運動を実施している。 ○非行防止・薬物乱用防止用のリーフレット等の配布や桃太郎旗による啓発活動を実施している。 ○モラル、社会規範の低下による非行の低年齢化が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○少年、保護者対象の青少年健全育成教室を充実する。 ○関係機関（警察、保健所等）による青少年健全育成教育を充実する。
性や暴力を内容とする雑誌、動画、テレビ、インターネット等による有害情報への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年センターにおいて、低俗広告物、有害図書類の調査と対応を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネット（パソコン、スマートフォン）等による有害情報への対応を行っていく。

支援目標5:子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良好な居住環境の確保

子育て世帯がゆとりを持ち安心して子どもを産み育てていくためには、良質な住宅・住環境を供給することが必要です。本町では生活環境整備と適切な土地利用の誘導を図ります。人口流出防止と定住の促進を図るため、行政と住民との協働により、U/J/Iターン者のための生活環境の整備も行うように努めます。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
良質な宅地の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○「福井檉山団地造成事業」により、宅地の分譲を行い、定住を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○良質な宅地の供給に努める。

(2) 安心して外出できる環境の整備

子どもや子育て家庭が安心して外出できるようにするためには、安全な道路環境や公共施設・建物等の整備を推進する必要があります。特に、小学生を中心に「歩道や信号がなく安全性に心配がある」場合が多いため、関係機関と連携を図りながら信号や標識の設置などを進めます。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
安全な道路交通環境の整備	<p>○本町の道路網は国道、県道、町道及び農林道によって形成されており、主要幹線の改修やバイパス道路の整備を行い歩道のある歩きやすい道路を積極的に延長しているが、依然として道路幅が狭い上に歩道もない箇所が町内に多くあり既設道路の拡幅や道路側溝蓋の設置等安全な通行に配慮した工事を進めている。</p> <p>○地域住民の理解と協力を得ること、事業予算の確保が課題である。</p>	<p>○子どもや高齢者、身体障害者等にやさしい日常生活及び社会生活を確保してもらうためにも、商店街、公共施設、病院等の周辺を中心に平坦で幅の広い道路の整備や道路標識、信号機等の整備を図る。</p>
標識、カーブミラー等の設置	<p>○年間2回を目途に各地区からカーブミラーの新設及び補修の要望により安全な道路交通の確保に努め、さらには交通に危険を伴う場所等には、看板等の設置を行い事故防止に努めている。</p>	<p>○現状を継続し、交通事故防止及び警察、自治会、学校関係との連携を密にし、明るく住みよいまちづくりに努める。</p>
コミュニティバスの運行	<p>○高齢者及び交通弱者等をはじめ、町民誰もが安心して公共施設、病院等に行くことができる手段として、町内6路線を大人200円、小人無料で乗車できる「ふれあい号」を運行している。</p>	<p>○住民のより良い利便性を図るため、合理的な運行と路線の拡大に努める。</p>

(3) 安全、安心なまちづくりの推進

近年、様々な犯罪が多発し、子どもに限らず安全に対する不安が高まっています。本町でも、子どもが犯罪の被害に遭うことを心配している子育て家庭が多く、このような不安を取り除くことが必要です。このことから、住民が安心して安全に暮らせるよう防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備の整備を推進します。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
防犯灯、防犯カメラ等の整備	<p>○夜間等における犯罪等の防止及び通行の安全を図ることを目的に、各地区からの要</p>	<p>○防犯灯設備においては、各地区からの要望において設置しているため、目標は掲</p>

	望により防犯灯の設置及び修理助成を行っている。 ○防犯対策の為、交差点、学校周辺、こども園等に防犯カメラを設置している。	げていないが、今後もできるだけ要望に応じていくよう整備を図る。 ○今後も防犯カメラ設置を行う。
防犯の必要性に関する 広報啓発	○警察と協力し防犯対策等の啓発を行っている。	○今後も継続して実施する。
安全なまちづくり	○「海南地区相談ネットワーク」を立ち上げ、警察を主体とし、多発する犯罪等をなくすため、地域住民に与える不安等の解決策等を協議している。 ○町内においても、オレオレ詐欺、自動販売機荒し、ハガキ等による架空請求等の犯罪が見受けられる。	○警察、自治会等の相互協力の下、町内はもとより町外からの犯罪ゼロを目指し、住民が安心して生活できる安全な町の形成に努める。

支援目標6:子ども等の安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るためには、保護者の交通安全に対する意識が非常に重要です。しかし、これらを保護者任せにするだけでなく、町としても小中学校を通じて交通安全指導や交通安全教育を行っていきます。また、警察、こども園、学校、関係民間団体等との連携を図り、子ども一人ひとりが交通ルールを身につけられる教育を推進すると共に、交通事故防止対策を推進します。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
交通安全教育の推進	○こども園においては県警本部「ひまわり隊」の協力の下、交通安全教室を開催している。 ○小学校及び中学校においては、自転車の正しい乗り方等の講習を開催している。	○引き続き、こども園、小中学校において、警察と連携をとり、交通安全に関する意識及び知識の向上に努める。
登下校時の安全確保	○学童等の安全な通学等を確保する目的から毎月1日と15日に警察、保護者、交通指導員、母の会、民生委員・児童委員等の協力を得て、通学路の各箇所街頭指導を行っている。 ○町内の通学路及び通勤路等は幅員が狭いため歩道等の確保が難しく、自動車等と歩行者とが非常に接近する箇所が多々見受けられ、歩行者及び運転者双方の十分な注意が必要となる。	○安全施設についても、道路整備も併せて総合的な見地から行政全般の施策として取り組む。

チャイルドシート使用の普及啓発	○チャイルドシートの正しい着用については、母の会（こども園の保護者）を通じて年1回の研修会時に啓発ビデオ等の上映をしている。 ○着用普及啓発の為、購入補助とし出産祝い金を交付している。	○広報やパンフレットにより、チャイルドシートの着用の義務化及び正しい使用方法についての周知を徹底する。
-----------------	---	---

(2) 子どもを犯罪から守るための活動の推進

全国的に、子どもの連れ去りや不審者による声かけ等子どもを狙った事件が多発しています。こうした犯罪等の被害から子どもを守るため、犯罪等に関する情報提供や関係機関・団体等と連携した防犯パトロール活動などを推進します。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
犯罪等に関する情報提供	○青少年センターから不審者等についての情報を保護者へ知らせている（学校）。 ○青少年センターから情報をこども園、小中学校へFAXしている。	○青少年センターや学校、保護者等の情報提供・交換を進め、今後も連携を密にしていく。
パトロール活動	○派遣教員が週3回（月・火・木曜日）子どもの下校時の安全確認のため、町内を巡回している。	○今後も継続して実施する。 ○関係団体・機関との連携の強化を図る。
防犯装置の普及	○小学1年生を対象に、更生保護女性会より提供いただいた防犯ブザーを配布し、常時携帯させている。	○携帯だけでなく家庭・防犯教室等において使用方法の習得に努める。
子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所の設置	○子どもの緊急避難場所「きしゅう君の家」を設置し、学校を通じ、町更生保護女性会が新一年生に資料の配布を行っている。	○町内マップ等により、「きしゅう君の家」の設置箇所を住民に周知するとともに、その内容についても情報提供を進める。

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

子どもが犯罪、いじめ、児童虐待、交通事故等の被害によって心身にダメージを受けた場合に、そのダメージを軽減し立ち直りを支援するため、子どもや保護者に対するカウンセリングや助言等を学校や関係機関との連携を図り、きめ細かな支援を実施します。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
被害に遭った子どもに対するカウンセリングや関係機関と連携した支援	○中学校に対して、スクールカウンセラーを派遣している（週1日）。 ○大きな犯罪や事故等による問題・相談は、近年発生していない。	○事例があった場合には、行政や警察、児童相談所、保健師等の連携を図り、相談体制を含め対処していく。

支援目標7：要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童の人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、アフターケアを行うためには、各関係機関に情報を迅速に伝え、速やかに対応することが必要です。本町では、福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関の協力の下、虐待防止ネットワークとして「きみのネットワーク委員会」を設置し、要保護児童の早期発見及び適切な保護並びに要支援児童等への適切な支援を図るため要保護児童対策地域協議会を設置しています。また、児童虐待に関する相談体制の充実に努めます。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
相談、訪問体制	<ul style="list-style-type: none"> ○総合相談窓口として地域包括支援センターを位置付け相談の一元化を図りました。 ○子育て支援センターの開放（月～金）、母子保健推進員による乳幼児訪問、保健師、子育て支援センター保育士による乳児（1～2か月頃）訪問、プレイルーム利用時の相談などを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の取り組みは継続して実施する。 ○子育て支援センターやプレイルーム開放、訪問活動等により予防につながっていると考えるが、閉じこもりがちな親子への対応や不安の強い親、ハイリスク家庭などへの支援等、相談体制の充実と早期対応に努める。 ○育児不安に対するこども園での相談体制を確立する。 ○地域全体で見守る気運の醸成を図る。 ○子育て中の親が、トリプルPを通じて前向き子育ての方法を学ぶことができるように、参加勧奨を行う。
虐待防止ネットワークの設置	<ul style="list-style-type: none"> ○現在、きみのネットワーク委員会を設置し、虐待認識の統一、事例検討を通じそれぞれの役割の理解・認識に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携強化、虐待予防のための施策を検討するなど、きみのネットワーク委員会の充実に努めます。
要保護児童対策地域協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会を設置し要保護児童等の実態把握と情報共有、要保護児童等に対する支援内容の検討に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ個別ケース会議を開催し、個々の支援の充実に努めていく。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

本町では、離婚件数の極端な増加は見られず、離婚率も全国平均に比べれば低いのが現状ですが、今後、離婚件数が増加していくことも考えられます。こうした中、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、相談体制の強化や情報提供の促進を図っていきます。

併せて、生活支援事業の拡充や母子家庭の母の就業への支援を行います。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
ひとり親家庭の生活支援事業の充実	○ひとり親家庭が増加しており、こうした家庭を精神的・経済的に支えるとともに、子どもの健全な育成を支援していく必要がある。	○児童扶養手当、遺族年金、ひとり親家庭の医療費補助等、社会保障制度の制度周知の充実に努める。
こども園の入所に際しての配慮	○こども園への優先入所には対応している。	○今後も対応を継続する。

(3) 児童発達支援施策の充実

障がいのある子どもや発達につまずきのある子どもが1人1人の可能性を伸ばして自立や社会参加ができるように、障がいの程度や発達段階に応じた療育・保育・教育の内容を充実させます。また、保健・医療・福祉・療育・教育等関係機関の連携を強化し、一貫した相談・指導体制のもと、児童発達支援の推進に取り組みます。

施策・事業の種類	現状・課題	目標・方向性
早期発見と療育・保育・教育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○発達相談員による発達相談を実施している。 ○保健所の発達相談（二次健診）への紹介を行っている。 ○医療機関や専門機関（訓練施設、病院、通園施設、学校、ろう学校、盲学校、ことばの教室等）への紹介を行っている。 ○各こども園において、療育支援アドバイザー事業を実施している。 ○各こども園において、ろう学校、盲学校からの巡回相談を実施している。 ○小中学校では、特別支援学級や特別な配慮の必要な児童・生徒に対して支援員、スクールカウンセラー、教育相談、発達障害者支援センター、子ども・女性・障害者相談センター等と連携しながら支援している。 ○委託相談支援事業所で相談を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関や専門機関との連携強化を図る。 ○乳幼児期から学校卒業後、就労まで、生涯を通じて子どものニーズに応じた一貫した切れ目ない相談・支援体制の充実を図る。 ○小中学校においては、専門機関等の協力を得ながら、特別支援教育コーディネーターを中心に、障がいのある児童・生徒の個々の状態に応じたきめ細やかな特別支援教育を実践する。スクールカウンセラーやソーシャルスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図る。
障害児通所給付（福祉サービス）	○障がいのある児童が自立した日常生活・社会生活を営むことが出来るよう行う訓練等のサービス利用に要した費用の一部を給付してい	○障がいのある児童の特性・ニーズに応じた必要な訓練等の支給を引き続き行っていく。

	<p>る。未就学児の利用料負担については無償化し、給食費についても償還払いにより補助している。</p> <p>*児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。</p> <p>*医療型児童発達支援 未就学の障がい児に児童発達支援及び治療を行う。</p> <p>*居宅訪問型児童発達支援 外出することが困難な重度の障がい児の居宅を訪れ、児童発達支援を行う。</p> <p>*放課後等デイサービス 放課後や休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。</p> <p>*保育所等訪問支援 こども園等に通う障がい児に、その施設を訪問し、専門的な支援等を行う。</p> <p>○上記サービスを利用する際 相談支援事業所等で障がい児個別の支援利用計画を作成し、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。</p>	
--	---	--



第6章 子ども・子育て支援新制度の推進

1 「子ども・子育て支援新制度」のポイント

「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法にもとづく制度のことをいいます。

この新制度の主なポイントは、「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」です。

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

・子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

◆主なポイント

①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的に位置づけ
・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

・教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施

④市町村が実施主体

・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤社会全体による費用負担

・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

⑥政府の推進体制

・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

⑦子ども・子育て会議の設置

・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

⑧施行時期

・平成27年4月に本格施行

子ども・子育て支援新制度について（内閣府）

2 「子ども・子育て支援新制度」の事業体系

本制度では、市町村主体事業として幼児期の学校教育と、保育の必要のある子どもへの保育に対して、給付という形でサービスを提供する「子どものための教育・保育給付」（ハード整備）と、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」（ソフト整備）、また国主体事業の「仕事と子育ての両立支援事業」で構成されています。

(1) 「子どものための教育・保育給付」（ハード整備）

「子どものための教育・保育給付」（ハード整備）には、施設型給付と地域型保育給付の2つがあり、それぞれ次の基準が設定されています。なお、給付は保護者への直接的な給付ではなく、事業主体が代理で給付を受け、サービスを提供する仕組みとなっています。（法定代理受領制度）

◆施設型給付

対象事業は、「幼稚園」「認可保育所」「認定こども園」の教育・保育施設で、市町村が事業者に対して給付費を支給することになります。

◆地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業について、紀美野町による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4種類があります。

ハード整備

(1) 子どものための教育・保育給付
<p>◆施設型給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ※ ・保育所 ・認定こども園
<p>◆地域型保育給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育 ※ ・事業所内保育 ※ ・小規模保育 ※ ・居宅訪問型保育 ※

ソフト整備

(2) 地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ①利用者支援事業 ②延長保育事業 ③放課後児童健全育成事業 ④子育て短期支援事業 ⑤乳児家庭全戸訪問事業 ⑥養育支援訪問事業 ⑦地域子育て支援拠点事業 ⑧一時預かり事業 ⑨病児・病後児保育事業 ※ ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ※ ⑪妊婦健康診査 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※ ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ※

※印は、紀美野町において未整備の施設や事業

(2) 「地域子ども・子育て支援事業」(ソフト整備)

「地域子ども・子育て支援事業」(ソフト整備)は、紀美野町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となります。紀美野町では、13事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

3 保育の必要性の認定

新制度では、保護者の申請を受けた紀美野町が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行います。認定区分と認定基準は次のとおりです。

■ 認定区分

支給認定区分	対象者	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	保育の必要性なしに該当する満3歳以上で「教育」を希望する子ども	きみのこども園 こうのこども園
2号認定 (保育認定)	保育の必要性ありに該当する満3歳以上の子ども	きみのこども園 こうのこども園
3号認定 (保育認定)	保育の必要性ありに該当する満3歳未満の子ども	きみのこども園 こうのこども園

■ 認定基準

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動および就学等、またそれらに類するものとして本町が定める事由
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (認定に必要な下限就労時間を1か月あたり120時間と設定しています。) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (認定に必要な下限就労時間を1か月あたり48時間と設定しています。)
優先利用	〇ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

4 子ども・子育て支援事業の整備量の算定

子ども・子育て支援事業等のニーズ量の推計にあたっては、就学前児童・就学児の保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「子ども子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

第7章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する範囲として、必要な事業が整えられ、利用調整が柔軟にできることから、紀美野町全体を1つの区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 紀美野町の教育・保育施設の現状と課題

保育所・こども園は現在休所中の毛原保育所を除くと、令和元年度で公立2施設、総定員210人ですが、共働き家庭の増加を背景に、保育所等への入所希望者の率は増加しています。特に0歳児～2歳児までの乳幼児の保育需要が高まっており、令和元年度には、0歳児で4人、1歳児で16人、2歳児で29人が入所しています。

本制度においては、フルタイムだけではなく、パートタイムやアルバイト、居宅内労働者など様々な就労形態を対象として、保育の必要性が認定され保育所利用者の増加が見込まれます。

こども園では、保護者の就労状況や家族の状況、その他の事情に関わりなく、すべての子どもが等しく教育・保育を受けることのできる環境整備として認定こども園（保育所型）を設置し第1号認定こどもの受け入れ対応をしています。

令和2年度から開園する「このこども園」は、旧神野保育所の老朽化に伴い建て替え事業として施設を新築する際、切れ目のない保育・教育を目指し下神野小学校敷地内に整備しました。それにより、野上地区・美里地区ともに立地的にもこども園・小学校の連携を行うことが可能になりました。

また、施設等のハード面だけでなく、ソフト面として待機児童の発生原因の一つが保育士不足による場合があるという現状を踏まえ、新卒保育士や潜在保育士への働きかけなどにより、保育士の確保に努めます。

その他不定期利用事業においては、一時預かり事業は両こども園幼稚園部の降園後と子育て支援センターにて実施していますが、病児・病後児保育事業などの多様なニーズにも対応した子育て支援を行うことが求められています。

(2) 幼児期の教育・保育

1号認定：幼稚園等（3～5歳）

■量の見込み

見込量は令和元年度5人、令和6年度15人となります。

■確保方策

平成27年度にきみのこども園を令和2年度にこうのこども園を開園し、保護者の就労状況の変化にも対応しやすい施設を整備しました。これにより確保量でニーズが満たせる状態にあります。

		R1年度 11月末	実施時期				
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	1号認定	5	15	15	15	15	15
②確保方策	きみのこども園	30	30	30	30	30	30
	こうのこども園	-	9	9	9	9	9
	合計	30	39	39	39	39	39
②-①		25	24	24	24	24	24

2号認定：保育所等（3～5歳）

■量の見込み

見込量は令和元年度106人、令和6年度87人となります。

■確保方策

平成27年度にきみのこども園を令和2年度にこうのこども園を開園し、保護者の就労状況の変化にも対応しやすい施設を整備しました。平成28年度からは1保育所への入所希望がないため休所となっています。その上で、こども園2園の合計定員は126人であり、現状の施設では待機児童が発生しないこととなります。

		R1年度 11月末	実施時期				
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	2号認定	106	109	101	102	92	87
②確保方策	きみのこども園	90	90	90	90	90	90
	こうのこども園	45	36	36	36	36	36
	合計	135	126	126	126	126	126
②-①		29	17	25	24	34	39

3号認定：保育所等（0～2歳）

■量の見込み

見込量は令和元年度49人、令和6年度35人となります。

また、近年0歳児～2歳児までの乳幼児の保育希望率が高まってきています。しかしながら出生人口の減少で保育需要人数は減少傾向にあります。

これに対して、現在、紀美野町の0～2歳児の受け入れがあるこども園2園の受入定員は45人であり、見込量を確保できる状態にあります。

■確保方策

現在は保育希望が定員を超過していますが、1号・2号認定の空き定員を利用し量の確保を行っています。また今後においては量の確保が出来る見込みです。

今後は児童数が減少していることを踏まえ、施設における各認定における定員数の割合を変更することにより量の確保を図っていく予定です。

		R1年度 11月末	実施時期				
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	3号認定	49	45	35	35	35	35
②確保方策	きみのこども園	30	30	30	30	30	30
	こうのこども園	15	15	15	15	15	15
	合計	45	45	45	45	45	45
②-①		▲4	0	10	10	10	10

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊婦からの妊娠・出産に関する様々な不安や子育てに関する相談を受け、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

【現状】

平成29年度から保健福祉課内に子育て世代包括支援センターを設置し行っている事業です。また保健師による家庭訪問により窓口の役割を果たしています。

【量の見込みと確保量】

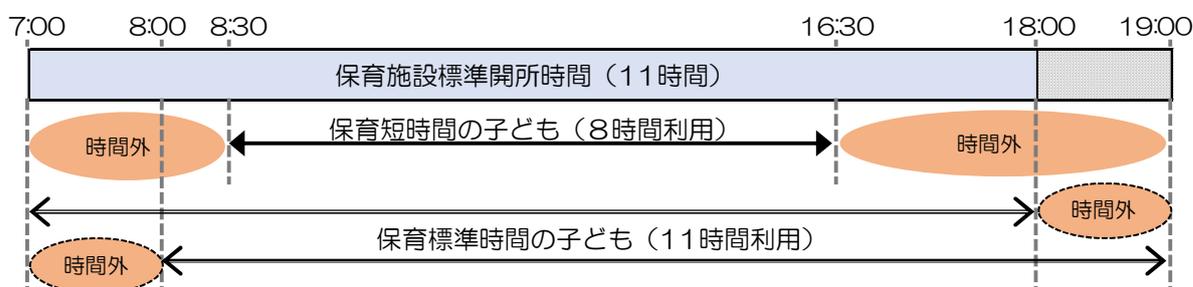
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

保健福祉課内に総合相談窓口としての子育て世代包括支援センターを開設し、利用者が子育てに関する不安や悩みを解消出来るような支援や教育・保育施設、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにします。また利用者に身近なこども園、子育て支援センター、小中学校、青少年センター、民生委員・児童委員、母子保健推進員等も相談窓口を担います。

(2) 延長保育事業（時間外保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日の月曜日から金曜日及び通常の利用時間（1日11時間の開所時間）以外の日や時間において、こども園等で保育を行う事業です。



【現状】

令和2年度現在、平日の午前7時から午後7時までの延長保育事業を各こども園で、土曜日は午前7時から午後5時までの土曜日保育をきみのこども園にて2園集合保育として実施しています。

【量の見込みと確保量】

(単位:人)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	41	50	50	50	50	50
②確保量	41	50	50	50	50	50
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

就業の場が町内に少ないことから就労の場である近隣市町への通勤時間を加味した場合の時間外保育の必要性が高く、実態を見ながら時間外保育の実施を継続します。

(3) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校施設などで、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【現状】

町営でおこなっており、対象は小学校1年生から6年生です。野上地区・小川地区は野上小学校施設、美里地区は町文化センター施設を利用した2か所で実施し、令和元年度は109人の児童が在籍しています。利用者数は、ここ数年増加傾向ですが、適宜定員の拡充を行い現在待機児童は発生していません。

【量の見込みと確保量】

(単位:人)

		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	6年生	10	8	10	8	11	8
	5年生	7	10	8	11	8	9
	4年生	19	16	22	17	19	11
	3年生	22	28	21	24	14	21
	2年生	27	21	24	14	21	15
	1年生	24	26	15	23	16	14
	合計	109	109	100	97	89	78
②確保量		120	120	120	120	120	120
②-①		11	11	20	23	31	42

【確保方策】

現状で需要に見合う施設(事業)が確保できています。

(4) 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業で、次の2つがあります。

◎ 短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)

子どもの保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった子どもを児童養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます。(宿泊を伴います。)

◎ 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった子どもを通所により児童養護施設等で預かる事業で、2か月を限度に利用できます。

【現状】

令和元年度から下記のとおり委託事業所を増やし、夜間養護等事業も委託契約を行うようにしました。

近年の利用実績はありませんが、利用希望がいつ発生するかは不明です。

	施設名	所在	短期入所 生活援助事業	夜間養護等事業
児童養護施設	和歌山市旭学園	和歌山市	○	○
	こばと学園	和歌山市	○	○
乳児院	和歌山乳児院	岩出市	○	-
母子生活支援施設	すみれホーム	和歌山市	○	-
	わかくさ	九度山町	○	-

【量の見込みと確保量】

(単位:人日)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	0	2	2	2	2	2
②確保量	0	2	2	2	2	2
施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
②-①	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

引き続き施設に業務委託を継続し、必要量を確保します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後1か月を目安に乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

令和元年度実績見込みは23人、訪問率は100%です。

保健師が日程調整の電話連絡し訪問を行います。また遠隔地にお住まいの子どもについては、その住居地の市町村に訪問を依頼することもあります。

【量の見込みと確保量】

(単位:人)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	23	23	23	23	23	23
②確保量	23	23	23	23	23	23
②-①	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

提供体制は現状で量を確保できているため、今後も訪問率100%の継続をめざします。

(6) 養育支援訪問事業等

養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるために支援を行う事業です。

また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取り組みも行います。

【現状】

令和元年度実績見込みは15家庭です。

乳児家庭全戸訪問事業の面談等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭または虐待の恐れやリスクを抱える家庭を把握し、保健師等が訪問・相談指導を行っています。

各年の必要量にばらつきがあるため、今後の動向を予測することは難しい状況です。

【量の見込みと確保量】

(単位:家庭)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	15	15	15	15	15	15
②確保量	15	15	15	15	15	15
②-①	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

提供体制は現状で量の確保が出来ているため、医療機関等と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の利用につなげていきます。

(7) 子育て支援拠点事業

子育て世帯保護者を対象に、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

【現状】

平成29年度から、紀美野町総合福祉センター2階に移転した子育て支援センターにおいて実施しています。0歳児から2歳児までの未就園児の減少と、こども園に併設していないため園児送迎の際の気軽な利用は減少していますが、総合福祉センター併設型としての立地を生かしイベント等を開催しながら、集しやすい拠点を目指しています。

令和元年度利用実績見込みは延べ1,800人です。

【量の見込みと確保量】

(単位:人)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
②確保量	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

保護者同伴での利用であるため、定員等の設定はありませんが、必要量を確保できる見通しです。

利用者支援事業と連携して、子育て家庭への支援機能を強化していきます。

(8) 一時預かり事業

① こども園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

こども園幼稚園部において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜日曜、長期休業中に教育を行う事業で、現在の「預かり保育」です。

【現状】

きみのこども園開設の平成27年度から、当園幼稚園部に在籍している児童の預かり保育を実施しています。令和2年度からはこのこども園においても実施します。令和元年度実績見込みは延べ560人です。

② こども園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）以外

保護者の就労・病気等により、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを受け入れ、保育を行う事業です。

【現状】

平成29年10月から子育て支援センターにて月曜日、木曜日の週2回実施しています。令和元年度の利用見込み者数は延べ60名です。

【量の見込みと確保量】

(単位:人)

		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	預かり保育	560	840	840	840	840	840
	一時預かり	60	60	60	60	60	60
	合計	620	900	900	900	900	900
②確保量		620	900	900	900	900	900
施設数		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①		0	0	0	0	0	0

【確保方策】

こども園幼稚園部終業後の預かり保育は、終業後も同じクラスにおいて預かり保育を実施します。また未就園児の臨時的な一時保育についても現行のとおり事業を実施し見込み量に対する必要量は確保できる見通しです。

事業未実施の曜日における見込み量がある場合には事業拡大も検討します。

(9) 病児・病後児保育事業

子どもが発熱等の急な病気になった場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

【現状】

町内において、本事業を実施しておらず実績はありません。また近隣市のファミリー・サポート・センターで行っている本事業の当町住民の利用実績もありません。

【量の見込みと確保量】

(単位:人)

		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み		0	10	10	10	10	10
②確保量		0	0	10	10	10	10
施設数		0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①		0	▲10	0	0	0	0

【確保方策】

現在ニーズには、対応出来ておらず、近隣市の事業の利用の増進とともに本町においても委託先として子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）とあわせて民間団体や病院施設等へ働きかけを積極的に行うことや町営での事業実施の検討を進めていきたいと考えています。

（10）子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人（利用会員）と、育児の援助を行いたい人（サポート会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

【現状】

町内において、本事業を実施できておらず実績はありません。

また、本町住民による近隣市のファミリー・サポート・センターの利用実績もありません。

なお、平成29年度から子育て支援センターで実施の一時預かり事業で育児の支援を受けることが可能となっています。

【量の見込みと確保量】

（単位:人）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	—	20	20	20	20	20
②確保量	—	0	20	20	20	20
施設数	—	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	—	▲20	0	0	0	0

【確保方策】

現在同様の一部のニーズは、一時預かり事業で対応出来ており量の見込みは、おおむね対応出来ていると思われませんが、一時預かり事業を実施していない曜日についてはニーズに合わせ事業の拡大について、また送迎を含めた家庭での保育形態の事業についても検討を行っていきます。

あわせて、病児・病後児保育事業とあわせて近隣市の事業の利用の増進ともに、本町においても委託先として民間団体等へ働きかけを積極的に行うことや町営での事業実施の検討を進めていきたいと考えています。

(11) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条の規定により紀美野町に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

【現状】

令和元年度実績見込みは延べ550回です。

令和元年度妊婦に対する健康診査等の内容及び受診回数は次のとおりです。

- | |
|--|
| ①妊婦基本健康診査14回以内（妊婦一人につき受診票を14枚交付） |
| ②血液検査（HIV、風疹）1回 ③GBS検査1回 |
| ④クラミジア検査1回 ⑤超音波検査 4回 ⑥HTLV-1抗体検査1回 |

県内の医療機関に委託して実施、現物給付としています。また県外の医療機関については、後日申請により償還払いで対応しています。

【量の見込みと確保量】

(単位:回)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	550	550	550	550	550	550
②確保量	550	550	550	550	550	550
②-①	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

必要量を提供できる体制ができています。母子健康手帳交付時に受診票を渡すことで周知を図り、利用促進いたします。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼稚園や保育所の保育料については、国が定める公定価格をもとに市町村が利用者負担を設定しますが、施設によっては特色をもった教育・保育事業を提供しやすいよう実費徴収などの上乗せで徴収を行う場合があります。

本町では、現在当該教育・保育事業を実施する施設はありませんが、今後そういった施設が整備された場合、実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、その補助を検討していきます。

【確保方策】

国の動向に応じ、助成を検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所や小規模保育などの設置を促進していく必要があります。

その一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくためには一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせんなどを実施するものです。

【確保方策】

本計画上の新規施設設置事業者に対して手段を講じていきます。



第8章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとして推進するため、町民をはじめ、関係する機関等が適切に役割分担しながら、それぞれ取り組みを進めます。

① 地域の連携

子どもたちの育成や子育て家庭の要望に適切に対応していくため、町と関係機関団体などとの連携を強化し、ネットワークづくりに努めます。さらに、利用者にとって選択の幅の広い効果的な子育て支援サービスを実現するため、民間の事業者などにも働きかけを行います。

② 保健・医療・福祉の連携

子育て支援に向けて、母子保健・医療・児童福祉などの連携はますます重要になっています。このため、保健・医療・福祉分野の連携をさらに強化し、サービスの総合的・効果的な提供に努めます。また町単独ではなく広域的に取り組んでいった方が良いことについては、周辺市町や県などとの連携を図ります。

③ 民間企業との連携

子育て家庭を効果的に支援していくことができるよう、関係機関とも連携を図りながら、事業所内託児施設の設置や従業員の育児休業取得の奨励などを推進するよう働きかけを行います。

④ 情報提供等の充実

さまざまな子育て支援サービスなどの情報を利用者がいつでも簡単に入手できるよう、インターネットなども活用しての情報伝達手段の整備を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

2 進捗状況の管理

本計画を実効性のあるものとして推進するために、これらの達成度と成果について、進捗状況を統計データの収集、アンケート調査やヒアリング調査などにより定期的に利用者の視点に立った点検・評価を実施し、改善をおこなう仕組みを確立し、施策の実効性を高めていきます。

本計画における審議経過（子ども・子育て会議）

開催日	回	内容
令和元年 5月31日（金）	第1回	1. 子育て支援施策の状況について 2. 第2期紀美野町子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について
10月11日（金）	第2回	1. 子育て支援施策の状況について 2. 子ども・子育て支援に関する調査結果報告について
11月22日（金）	第3回	1. 子ども・子育て支援事業計画について
12月20日（金）	第4回	1. 子ども・子育て支援事業計画について 2. パブリックコメントについて
令和2年 2月21日（金）	第5回	1. パブリックコメントをうけて

子ども・子育て会議委員名簿

（敬称略・順不同）

1	伊都 堅仁	議会議長	
2	岩橋 和裕	医師	委員長
3	梅原 智美	保育所長代表	
4	小川 裕康	副町長	
5	北谷 決	民生委員・児童委員協議会会長	
6	河野 領	保育所保護者連合会会長	
7	坂本 雅律	障害児者父母の会会長	
8	炭家 くに子	母子保健推進員会会長	
9	東中 啓吉	教育長	
10	南 智子	主任児童委員	副委員長
11	南坂 和靖	小中学校長会代表	
12	森 隆久	P T A連合会会長	
13	若林 豊	区長会長	